

4 レンタル目的でのバイク購入における 個別クレジットと信販会社に対する 売買契約取消しの抗弁対抗の可否 (消極)

渡辺達徳

東北大学名誉教授

東京地判令3・1・19 平30(ワ)26281号 立替払金請求事件 2021WLJPCA01198014

●——事実の概要

(1) X(信用購入あっせん業等を目的とする株式会社)とYは、平成29年4月16日、Yが本件販売店Aからバイク(三輪式バイク)を購入する売買契約(以下「本件売買契約」という。)に係る代金を、XがYに代わってAに対し支払うことを目的とするショッピングクレジット契約(以下「本件クレジット契約」という。)を締結した。

(2) Yは、上記契約の前日、Bから、バイクをレンタルに供することでクレジット契約に係る分割払金を上回る金員を毎月受領することができるという「シェアリング」について説明を受け、この投資話を信じて、利益を得る目的でBの手配により本件売買契約及び本件クレジット契約を締結することにしたという経緯がある。

(3) 本件クレジット契約は、XがAに対し売買代金(260万1000円(税込))から頭金(10万1000円)を控除した残額(250万円)を支払い、これに分割払手数料を加えた合計額

を、平成29年5月から同36年4月まで(84回)の毎月、YがXに対し分割して支払うというものである。Xは、本件クレジット契約成立後遅滞なく、Aに対し、約定の250万円を支払った。

(4) 本件クレジット契約には、Yが分割払金の支払を怠り、Xが20日間以上の催告期間を設けて催告しても遅滞が解消しない場合には、Yは分割払に関する期限の利益を喪失し、未払の分割払金全額及び遅延損害金を直ちに支払う旨の特約が付されている。また、Yは、立替払金を完済するまではXが商品の所有権を留保すること、Yは商品の所有権がXに留保されている間は善良なる管理者の注意をもって商品を管理し、質入、譲渡、賃貸、担保提供そのほかXの所有権を侵害する行為をしないこと等の条項(以下「本件所有権留保条項」という。)を含む定型約款に同意している。

(5) Bが平成29年4月21日にYに送付した「カーシェアリング有償貸渡誓約書」は、バイクをBの経営する会社との間で

「シェアリング」するとの内容であり、ローン会社から納車確認及び使用状況確認の連絡が入った場合には、納車された日付と現在も自分が乗っている旨を回答するようにとの指示がある。Yは、平成29年4月29日に自宅にてトライクバイクの納車を受けた旨の「納車完了証」を作成しているが、実際には、トライクバイクを見ただけで納車を受けておらず、Aの担当者が持ち帰った。Yは、その後のトライクバイクの管理をBに委ねていた。

(6) Bは、平成29年5月から8月までの毎月、同年10月及び平成30年1月に、Yに対しレンタル料を支払ったが、その後の支払を行っていない。Yは、遅くとも平成29年10月30日頃以降、Bに対し、約束した金額の支払を繰り返し催告し、また、トライクバイクの所在を確認するなどしていたが、上記の後の支払はなく、トライクバイクの所在についても詳しい説明はなかった。

(7) Yは、平成30年5月30日頃、Aに対し、B及びAによる詐欺を理由として本件売買契約に係るYの意思表示を取り消すとの意思表示をした。

(8) Xは、平成30年7月3日、Yに対し、同年6月分の分割払金を7月25日までに支払うよう催告したが、Yがこれを支払うことのないまま、同日が経過した。

(9) Xは、Yに対し、未払の分割払金及び遅延損害金の支払を求めて訴えを提起。

●——判旨

Xの請求を認容。

本件における争点は、①Yは、本件売買契約に係る意思表示を詐欺取消しできるか、そ

してその事由をもってXに対抗できるか、②詐欺取消しにより本件売買契約が無効となったとの事由をXに対抗すること（割賦販売法〔以下、原文を引用する場合を除き「法」という。〕35条の3の19第1項）が信義則に反するか、という2点である。

(1) 詐欺取消しの抗弁の成否

ア まず、Bが顧客に購入させたバイクをレンタルに回していた事実はなく、「Bは、単にローン会社から販売店に支払われる立替払金を得ることを目的として」いた。それにもかかわらず、Bは、「分割払手数料が加算されたローンの分割払金に顧客の利益分を上乗せした金額を調達し顧客に支払わなければならない投資枠組みを作っていた」。「これは、早晚破綻することが明らか」であり、実際、「Yに対する支払も早々に滞っていた」。他方、Yは、「Bの投資話を信じて、利益を得る目的で、本件売買契約に係る意思表示をした…。よって、Yは、Bの詐欺行為により、本件売買契約に係る意思表示をしたといえる。

イ 次に、BとAとの関係については、Bが従前より「シェアリング」を繰り返しており、同じバイクが別の顧客の購入商品に流用されることもあったこと、バイクの所有権登録は、短期間のうちにBと複数の顧客との間を交互に移転し、その一部についてはBからAへの移転を挟む場合もあったこと、また、Bは、ローン会社からAに対し支払われた立替払金の一部をAから受け取っていたと自認していたこと、などに照らすと、「Aは、Bの詐欺行為について、Yに対するものも含めて、事情を知っていたものと推認される」。

ウ したがって、Yは、Bの詐欺を理由と

して本件売買契約を取り消すことができ（平29法44による改正前の96条2項）、Yは、取消権を行使している（「事案の概要」(7)）、さらに進んで、法35条の3の19第1項により、Yは、「本件売買契約が無効となったとの事由をもって、Xに対抗すること」ができるか否かが問われる。判旨はこれを消極に解し、その理由を以下のとおり述べる。

本件クレジット契約は、定型約款を用いた契約であり、本件所有権留保等条項のような条項も、この種の契約においてごく一般的に用いられているので、本件クレジット契約においては同条項についての合意があった。

Yは、トライクバイクを第三者へのレンタルに供することを前提として「カーシェアリング有償貸渡誓約書を作成してBに交付し、トライクバイクの管理をBに委ねている。この行為は、本件所有権留保等条項に反するものである。

「BがYに対して行った詐欺は、クレジット契約を所有権留保等の条項に反する非正常な形で利用することを前提とし、これにより利益が得られると欺罔することで瑕疵ある意思表示を行わせるもの」であり、Yが「本件クレジット契約を非正常な形で利用することさえしなければ、そもそも成り立たない詐欺」であった。「割賦販売法は基本的にクレジット契約の正常利用を前提として購入者等の保護を図って」おり、「本件のような場合にまで同法による保護を及ぼし、販売店に対する抗弁事由をもってクレジット業者に対抗し得ると解することは、クレジット契約の非正常な形での利用を助長しかねず、同法の趣旨を逸脱する結果となり相当でない。したがって、本件においては、割賦販売法35条の3の

19第1項の適用はない（同項の規定する、業者に対抗し得る「事由」に当たらない。）と解するのが相当である」。

(2) 仮に抗弁が成立し得るとして、これをXに対抗すること（割賦販売法35条の3の19第1項）が信義則に反するか

判旨は、「仮に」として、「本件に割賦販売法35条の3の19第1項が適用され得る（抗弁が成立し得る）としても、上記（1）で述べたのと同様の理由により、Yにおいて同条項を根拠に、本件売買契約に係る意思表示につき詐欺取消しがあり同契約が無効となったとの事由をもってXに対抗することは、信義則に違反するものと解される」と述べる。続けて括弧書きで、Yが頭金分の支払や年取等について事実と異なる申告をしたこと、契約違反行為に起因してトライクバイクの所在が不明となりXの債権回収手段の一つが奪われる結果となったことなどの事情にも鑑みれば、「なおさら抗弁による対抗は信義則に反し許されないというべきである」とする。

●——研究

1 はじめに

本件と類似の紛争（以下、本稿では「トライクレンタル訴訟」という。）が現れていることは、本誌10号において報告されている（山本豊「キャッシュレス取引裁判例の動向（平成31年～令和2年3月）」CCR 10号（2021）12頁（東京地判令2・1・23（2020WLJPCA 01238016）。この裁判例をはじめ今期（令和2年4月～令和3年3月）現れたトライクレンタル訴訟として、以下のものがある（なお、信販会社が加盟店契約違反を理由として、加

盟店に対して顧客の残債務支払を請求する類型である東京地判令2・3・17〔2020WLJPCA 03178026〕については、尾島茂樹「判批」CCR本号43頁）。

① 東京地判令2・1・23（2020WLJPCA 01238016）（前掲）

② 東京地判令3・1・14（2021WLJPCA 01148003）

③ 東京地判令3・1・19（2021WLJPCA 01198014）（本判決）

④ 東京地判令3・3・26（2021WLJPCA 03268043）

このすべての裁判例が、結論的には、購入者が販売店に対して有する抗弁をクレジット会社に対抗することを認めていない。もっとも、その結論を支える理由付けは裁判例により異なり、とりわけ本判決（③）は、他と異なる特徴を持つ。

なお、トライクレンタル訴訟における取引のしくみは、どの裁判例においても、概ね「事実の概要」（1）から（5）までに示した点で共通しており、「判旨」（1）ア及びイと同趣旨の認定も、すべての裁判例で行われている。

2 Yの販売店に対する抗弁と、当該抗弁のXへの対抗

（1）従来の裁判例（①及び②判決）

①においては、被告ら（顧客）のトライクバイク購入は、「営業のために締結したものと認めるのが相当」であるから、割賦販売法35条の3の60第2項1号に該当し、同法35条の3の19第1項を適用することはできないとされた（原告は、被告らの原告に対する抗弁は著しく信義則に反して許されないと主張していたが、判旨は、この争点については検討する必要がないとした）。

②は、信販会社から3名の顧客に対し、個別クレジットに基づく立替金請求（主位的請求）に加えて、不法行為に基づく損害賠償請求（予備的請求）がされている。被告らは、売買契約の詐欺取消し等を主張し、その抗弁を原告に対抗することを主張した。原告は、本件売買契約は営業のために締結するものであるから、法35条の3の19等の適用はないとして争った。

判旨は、本件売買契約は、被告らの営業のために締結されたものであると認め、被告らによる他の主張もすべて退けて、本件売買契約及び本件クレジット契約につき法35条の3の19第1項等を適用することはできないとした（同法35条の3の60第1項等）（なお、「念のため」として、法35条の3の19第1項等を適用する余地があると「仮定して」も、被告らによる抗弁対抗の主張は信義則に反するとした。なお、主位的請求が認容されたため、予備的請求（不法行為）については判断されていない）。

（2）本判決（③）の特徴

①②においては、個別クレジットを利用したトライクバイクの売買が顧客（購入者）の「営業のために締結するもの」（法35条の3の60第1項）か否かが争点となっていた。

これに対し、本判決（③）の特徴は、法35条の3の19に定める「…個別信用購入あつせん関係販売業者…に対して生じている事由」の解釈により、本件が同条の適用される事案に該当しないという結論を導いたところにある。すなわち、本判決は、法35条の3の19第1項の適用除外を定める法35条の3の60第1項の解釈を経由することなく、また、被告による抗弁の主張が信義則に反するかを検

討することもなく（信義則違反についても言及しているが、これは抗弁が成立し得ると仮定してのものであり、必須の説示ではない）、法35条の3の19第1項の趣旨に照らして同条を解釈することにより、原告の請求を認容した（本判決を掲載するデータベースからは、法35条の3の60第1項の適用可能性が争われたことは窺えない）。

判旨は、その結論において、「本件においては、割賦販売法35条の3の19第1項の適用はない（同項の規定する、業者に対抗し得る「事由」に当たらない。）と解するのが相当である。」と述べるが、この本文と（ ）内の説示との関係及び（ ）内の「事由」がどのような事実ないし事情を指すのか、やや不分明なところがあるように思われる。

本文と（ ）内の説示との関係については、「本件においては、割賦販売法35条の3の19第1項の適用はない」というのが結論であり、（ ）内は、その理由であるとみるべきであろうか（または、「すなわち」、「いいかえれば」など本文と並列する意味が盛り込まれているのか、判断に迷う）。

また、（ ）内の一文には主語が示されていないので、何が「『事由』に当たらない」とする趣旨か、一見してこれに対応する説示を特定することにやや困難を覚える。しかし、認定された事実を照らすと、その趣旨は、以下のように解される。

すなわち、形式的・外形的にみれば、Yは、販売業者Aとのトライクバイク売買契約申込みの意思表示を第三者Bの詐欺により行ったものであり、この意思表示を取り消した（民96条2項）、という販売業者Aに対して生じている「事由」（法35条の3の19第1項）が

ある。しかし、これを実質的にみた場合には、BがYに対し行った詐欺は、クレジット契約を所有権留保等の条項に反するような非正常な形で利用することを前提とし、これにより利益が得られると欺罔するものである。こうした「Yにおいて本件クレジット契約を非正常な形で利用することさえしなければ、そもそも成り立たない詐欺」を理由とする取消しは、販売業者に対して生じている「事由」に当たらない、ということである。

(3) 本判決後（④判決）

その後に見れた④も、①から③までとほぼ同様の事実及び争点の事案である。

原告から被告に対する立替金請求に対し、被告は、販売店とのトライクバイク売買契約がBの詐欺によるものとして取消しの意思表示を行い、この事由をもって原告に対抗する旨の主張をした（法35条の3の19第1項）。これに対し、原告は、被告の行動はクレジット制度を不正に利用するものであって保護に値せず、抗弁の対抗（法35条の3の19第1項）を認めて原告に損失を負担させるとするのは法の目的に反するとし、「詐欺取消しによる本件売買契約の無効を原告に対して主張することは信義則上制限される」と主張した。

被告は、さらに、大阪高判平成16・4・16（消費者法ニュース101号7頁〔ダンシング事件判決〕）を引用して、抗弁の対抗が信義則上制限されるのは、「被告に、何らかの不注意や過失があるだけでは足りず、本件販売店等がクレジット制度の悪用により不正な利益を得ようとしていることを認識し、その実行に積極的に加担しているなどの背信的事情が認められる場合に限られる」として争った。

判旨は、①から③までと同様に売買及びク

クレジット契約が締結された経緯、その中での被告の対応、クレジット契約における所有権等留保条項の存在とその有効性を確定した上で、法は「購入者等が受けることのある損害の防止とともに、割賦販売等に係る取引の公正も目的としており、・・・自ら不公正な方法に関与し、原告の与信判断を誤らせる行動をとった被告につき、原告の負担のもとで保護を図ることは信義則上許容できない」と判示した。被告が引用した「ダンシング事件判決」については、同裁判例が「与信に当たっての購入者の行動内容及び信販会社の加盟店調査義務に係る事情を異にして」とのみ述べて、その判断枠組みを採用することはできないと判示した。

ダンシング事件判決の事案は、販売店による商法が反社会的・公序良俗に反する違法なものであり、これを秘した欺瞞的勧誘により集団的な被害が生じていた一方、信販会社の加盟店調査に問題があり、購入者が信販会社に対して抗弁を主張することが信義則に反する事情はないと判示されている。これに対し、④では、購入者がクレジット契約に定められた所有権留保等条項に違反し、また、信販会社に対して虚偽の申告等を行うといった事情が認められており、ダンシング事件判決における事案との差異は明らかであろう。

3 むすびに代えて

本稿でみたトライクレンタル訴訟においては、顧客から信販会社に対する抗弁の主張がすべて排斥されている。その理由は、法35条の3の60の適用によるもの（①②）、当該事案が法35条の3の19第1項の適用事例であることを否定するもの（本判決〔③〕）、顧客による抗弁の主張が信義則により制限される

とするもの（④）に分かれている（なお、信義則による抗弁の制限は、いずれの裁判例においても原告から主張されており、①③では仮に法35条の3の19第1項の適用が認められるとしても、信義則上、その行使が許されないと補足的に判示されている）。

こうした判断枠組みの違いは、当該事例における当事者の主張立証のしかたに依拠するところが大きいと考えられるが、本判決（③）と④は、法35条の3の60の適用によらず、法は正常な形でクレジット契約の利用ないしは割賦販売等における取引の公正を念頭に置いて購入者等の保護を図ると説く点で共通するかのようである。結論としては、③④のいずれも信販会社に対する被告の抗弁主張を否定しているが、その理由は、③においては法35条の3の19第1項の不適用（抗弁事由の不存在）であり、④においては信義則による抗弁主張の制限（抗弁事由は存在するが信義則上その行使が制限される）、という違いがある。こうした違いは、今後の同種の訴訟において、当事者の主張立証にどのような影響を及ぼすか、という検討課題を提供することにもなる（被告の信義則違反については原告が主張立証の責任を負うが、抗弁事由の存在そのものは、被告（顧客・購入者）が主張立証の責任を負うことになろうか）。